

# 有害性・物性・用途の例

## ホルムアルデヒド(「ホルマリン」は、ホルムアルデヒドの水溶液です。)

- 発がん性(※1)  
グループ1(ヒトに対して発がん性あり)
- 感作性(アレルギー)(※2)  
・気道感作性第2群(ヒトに対しておそらく感作性あり)  
・皮膚感作性第1群(ヒトに対して感作性あり)
- その他の人体への影響(※3)  
・皮膚を刺激し硬化させ、ひび割れ、潰瘍を生ずる。蒸気は目を刺激し、涙が出る。  
・吸入すると、粘膜が刺激されてせきが出る。  
・慢性症状として肝臓・腎臓の障害が起こる。
- 用途の例  
防腐剤、消毒剤、塗料、接着剤、メッキ液、農薬、脱臭剤、界面活性剤、有機合成原料

気体(沸点-19.2°C)  
空気より少し重い(比重1.04)  
水によく溶ける

※1 発がん性は、IARC(国際がん研究機関)の評価による。  
※2 日本産業衛生学会の評価による。  
※3 人体への影響の出典は、『化学物質の危険・有害便覧』(中央労働災害防止協会)。

## 1,3-ブタジエン

気体(沸点-4.4°C)  
空気より重い(比重1.9)

- 発がん性(※1)  
グループ2A(ヒトに対しておそらく発がん性あり)
- その他の人体への影響(※3)  
・濃厚なガスは麻酔作用を示す。(希薄なときは顕著には現れない。)  
・皮膚・目・鼻の粘膜などを刺激して、炎症を起こすことがある。
- 用途の例  
合成ゴム原料(SBR, NBR等)、ABS樹脂、ナイロン66の原料

## 硫酸ジエチル

無色の液体(沸点209°C)

- 発がん性(※1)  
グループ2A(ヒトに対しておそらく発がん性あり)
- その他の人体への影響(※3)  
・眼、皮膚、気道を刺激する。  
・エアロゾルを吸入すると肺水腫を起こすことがある。  
・飲み込むと、腹痛、灼熱感、吐き気、咽頭痛を引き起こすことがある。
- 用途の例  
エチル化剤(染料原料、医薬品原料、農薬原料等)、ファインケミカル工業での使用

## 各物質ごとの主な規定の適用 (一覽)

法令	条文	派遣	規制内容	物質名			ホルムアルデヒド	1,3-ブタジエン	硫酸ジエチル	法令	条文	派遣	規制内容	物質名					
				ホルムアルデヒド	1,3-ブタジエン	硫酸ジエチル								ホルムアルデヒド	1,3-ブタジエン	硫酸ジエチル			
特定化学物質障害予防規則(特化則)	4	先	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式	○				36の2	先			測定結果の評価	○					
				局排	○									36の3	先			0.1	○
	5	先	特定第2類物質または管理第2類物質に係る設備	フッシブル	○				37	先									
				密閉式	○	特別規定(38の17)	特別規定(38の18)	38						先			○	洗浄設備	○
	局排	○			38の2	先				○	飲食等の禁止	○							
	フッシブル	○						38の3				先			○	0.1ppm	0.5m/sec	0.5m/sec	38の3
	局排の性能	○			38の4	先				○	局排等の稼働時の要件								
	7	先													38の17	先			
	8	先							38の18	先				○					
	12の2	先													39,40	先			
第4章	先							42	先					○					
27	先														53	先			
36	先		作業環境の測定	実施	○				57	先				○					
				記録の保存	○	30年									57の2	先			○
安衛則	45	元	特定業務従事者の健康診断		○				安衛法	57	元			○					
										57の2	元			○	○	○			

今回新たに義務付けられた規定 ※「安衛則」は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号) ※「安衛法」は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)  
 ※「派遣」の列の欄は、派遣労働者の場合に義務を負う事業者の区分を示す。「先」が派遣先事業者、「元」が派遣元事業者を表す。  
 ※ 安衛法第57条(表示)及び第57条の2(文書の交付)の規定に関しては、譲渡・提供者に義務がある。